

これからの時代に求められる資質・能力を育むための  
カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究  
審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で得点が高い順に複数の者を採択案件に決定する。

2. 審査方法

文部科学省に設置された「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等による書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案に関係する追加資料の提出を求めることもある。

3. 評価方法

評価は、下記の項目ごとに評価基準による評価を行うこととし、審査委員会の各委員が評価した結果を合計し、それを平均したものを当該提案者の得点とする。

- ① 本事業の成果が全国的に活用可能なものとなるなど、公募要領に示す事業の趣旨や内容を十分踏まえた内容となっていること。
- ② 調査研究の実実施計画が適切なスケジュールとなっていること。
- ③ 調査研究の目標、計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ④ 調査研究の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ⑤ 実施計画の内容に対して、妥当な経費が計上されていること。
- ⑥ 教職員にとって過重な負担とならないこと。
- ⑦ 調査研究の成果の検証方法が適切かつ妥当な手法となっていること。
- ⑧ 調査研究を行うにあたって十分な専門性や体制を有していること。
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している（学校法人，附属学校を置く国立大学法人のみ）。

〔①～⑧の評価基準〕

①の項目の評価については、2倍のウエイト付けを行う。また、①について2点以下の場合は、事業の趣旨や内容を十分に踏まえていないとみなし、失格とする。

大変優れている（大いに当てはまる）＝5点

優れている（当てはまる）＝4点

普通（概ね当てはまる）＝3点

やや劣っている（どちらとも言えない）＝2点

劣っている（当てはまらない）＝1点

〔⑨の評価基準〕

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.4点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝1点

○上記以外＝0点